

令和 8 年 4 月定例教育委員会会議録

日 時 令和 8 年 4 月 7 日（水）午後 2 時から
場 所 市役所南別館 3 階 教育委員会室

出席者

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、高木委員

説明者：野崎教育部長、清水教育政策課長、竹之内学校教育課長、湯田生涯学習課長、栗山文化財課副課長、田之上都城島津邸館長

事務局：山崎教育政策課副課長、大田教育政策課主査

1. 開会

教育長は、令和 8 年 4 月の定例教育委員会の開催を宣言した。

併せて、委員会終了時刻は午後 4 時を予定している旨が説明された。

2. 市民憲章朗読

3. 前会議録の承認

令和 8 年 1 月及び 2 月の定例教育委員会の会議録が配布され、教育長から教育委員に確認が求められた。また、前回定例教育委員会にて承認された 11 月・12 月の定例教育委員会議事録については、会議後に署名を依頼する旨が説明された。

4. 会議録署名委員の指名

都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定に基づき、岡村委員、中原委員が会議録署名委員に指名された。

5. 教育長報告

5.1 議事の一部非公開について

教育長から、教育長報告の中の虐待に関する案件について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に基づき、会議を非公開とすることが提案され、異議なく承認された。

5.2 3月の子どもたちの頑張りにについて

教育長から、昨年度末における児童生徒の様々な活躍について報告があった。

志和池中の平沼さんが、大相撲の新弟子検査を受け、晴れて新弟子となったことや、PTA 新聞で姫城中学校が県の最優秀賞を、東小学校が優秀賞を受賞したこと、全国小学校プログラミングコンクールで西小学校 6 年生の小林さん、大王小学校 4 年生の鎌田さんが、「みんなの未来賞」を受賞したことなどが紹介された。

また、ロッテキャンプにおいて森投手が五十市小学校を訪問したこと、姫路中学校 3 年の本郷勇人さんが中学生作文コンクールで優秀賞を受賞したことなどが報告された。

5.3 3月都城市議会定例会一般質問について

赤塚議員からの中学校の部活動の現状と課題、学校図書館の現状と課題についての質問があった。部活動については、都城拠点校方式を導入し、昨年度は女子ソフトボール、女子ハンドボール、男子バレーボールの 3 競技について複数校の生徒たちが一緒に部活動を行っていること、部活動指導員を今年度 10 名に増やす計画である旨答弁したことが説明された。

学校図書館については、蔵書点検の重要性や外国にルーツを持つ児童生徒への対応について言及があった。現在都城市に在住する外国籍の子どもたちはアフガニスタン出身が最も多く、母国語が読めない児童が多数いるため、やさしい日本語の習得に主眼を置いた支援を行っていることが報告された。

5.4 学校ホームページの紹介について

新年度に向けた 3 月の学校の取組みとして、学校ホームページから 7 項目が紹介された。

大王小学校の「右一静歩」の取組み、大王小学校の 6 年生による「右一静歩向上委員会」の活動の様子、西小学校の「ありがとう 6 年生」の取組み、祝吉小学校の「五つの宝」の継承などの記事が報告された。

また、コミュニティスクールを中心とした多様な人間関係の中での学びについて、11 項目が紹介された。東小学校の茶道クラブでの親子交流、今町小学校の地域との温かい繋がり、麓小学校の人形浄瑠璃定期公演などの活動が報告された。

5.5 生徒指導状況報告

5.5.1 不登校・不登校傾向について

不登校および不登校傾向の児童生徒数が小中学校合わせて 603 名となり、過去最大となったこ

とが報告された。スプリング教室や青空ラボを利用した児童生徒は合わせて 60 名であったことが報告された。

5.5.2 暴力行為について

小学校 2 件、中学校 5 件の暴力行為があったことが報告された。小学校の対人暴力 2 件は、双方が手を出す喧嘩であること、中学校では生徒間暴力として 3 校にまたがる中学校 1 年生による一方的な暴力事案、対教師暴力として女性教師の肋骨骨折事案があり、加害生徒が ADHD の診断を受け、薬物治療を開始したことが説明された。

5.5.3 非行について

小学校 3 件、中学校 4 件の非行があったことが報告された。小学校では放火事案があり、児童相談所の措置を受けて施設入所を検討中であること、万引き事案 2 件があったことが説明された。中学校では威力業務妨害事案があり、神柱児童センターでの問題行動により警察連絡の申し合わせをしていること、夜間徘徊・飲酒・喫煙事案があったことが報告された。

5.5.4 交通事故について

交通事故については小学校 3 件、中学校 2 件が発生し、ヘルメット着用の徹底が課題として挙げられた。

5.5.5 いじめについて

小学校 3 件、中学校 1 件のいじめが報告された。小学校 3 年生のクラスでの 5 対 1 のいじめ事案、情緒学級在籍児童による暴力を上級生がはやし立てた事案、体育館シューズ隠し事案などがあったことが説明された。中学校では SNS やグループ LINE からの除外等による嫌がらせ事案があったことが報告された。

いじめの解消率については、小学校 68 パーセント、中学校 54 パーセントと近年稀に見る低さであるが、学校側がいじめ解消の認定を慎重に行っていることの表れでもあることが説明された。

5.5.6 虐待案件について

虐待案件については非公開とされた。

6. 議事

6.1 報告第 14 号 臨時に代理した事務の報告及び承認について（幼稚園園長・副園長の任命及び発令について）

説明（高城地域生活課長）：高城幼稚園の園長に高城小学校校長の那須俊宏氏、副園長に高城小学校教頭の福岡茂樹氏を委嘱することについて報告があった。委嘱期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。令和 8 年度の園児数は 18 人であり、石山幼稚園については昨年度に引き続き、休園となることが報告された。

質疑応答はなく、報告第 14 号は承認された。

6.2 報告第 13 号 令和 8 年度都城島津伝承館企画展開催要項の制定について

説明（都城島津邸館長）：令和 8 年度の企画展「イロイロー色彩に見る都城の歴史―」について説明があった。展示期間は令和 8 年 7 月 11 日から 9 月 27 日までの 64 日間で、4 章構成により色彩に着目した展示を行う。関連イベントとして 8 月 8 日に、講演会を予定していることが説明された。

質疑応答はなく、報告第 13 号は承認された。

6.3 議案第 3 号 令和 8 年度都城島津伝承館企画展観覧料の設定について

説明（都城島津邸館長）：観覧料は例年通り一般 220 円、大学生高校生 160 円、中学生以下無料とし、団体料金は一般 160 円、大学生高校生 110 円とすることが提案された。

質問（高木委員）：特別期間中の夜間開館の予定はあるか。

回答（都城島津邸館長）：（島津邸は）古い建物で段差があり、夜間の安全性確保が課題となっているため、夜間開館については検討中である。

質問（教育長）：芦雁図屏風の修復について詳細を教えてください。

回答（館長）：修復により屏風を開いて展示できる状態になった。修復により鴨の表情も読み取れるようになっている。

議案第 3 号は承認された。

6.4 報告第 12 号 新市誕生 20 周年記念特別展「鈴木のみたけ 大原画展」開催要項の制定について

説明（美術館館長）：7 月 7 日から 8 月 16 日まで開催される鈴木のりたけ大原画展について説明があった。デビュー作から最新作までの原画を中心に 300 点以上を展示する。

質疑応答はなく、報告第 12 号は承認された。

6.5 議案第 1 号 新市誕生 20 周年記念特別展「鈴木のりたけ 大原画展」観覧料の設定について

説明（美術館館長）：観覧料は一般当日 1,200 円、小学生から大学生まで 500 円、ペアチケット 1,800 円とし、新市誕生 20 周年記念事業として市内の小学生は観覧料無料とすることが提案された。

質問（高木委員）：都城市内の小学生が無料というのは良い取組みだが、中学生は対象外か。

回答（美術館館長）：今回小学生のみを対象としている。

議案第 1 号は承認された。

6.6 議案第 2 号 新市誕生 20 周年記念特別展「鈴木のりたけ 大原画展」開館時間の変更について

説明（美術館館長）：特別展開催中の 8 月 8 日及び 8 月 14 日の 2 日間、ナイトミュージアム実施のため午後 8 時まで開館時間を延長することが提案された。

質問（中原委員）：告知について、つかみとなるキャッチフレーズなどの工夫はあるか。

回答（美術館館長）：共同事業者である UMK と連携して広報に努める。

議案第 2 号は承認された。

6.7 報告第 15 号 新市誕生 20 周年記念特別展関連イベント 都城の「物知りハカセさん」大集合！募集要項の制定について

説明（文化財課副課長）：5 月 24 日に開催される小中学生対象のプレゼンテーションイベントについて説明があった。市内在住の小中学生を対象に、興味関心のある事柄について発表してもらい、事前審査で 10 組を選定する。

質問（岡村委員）：物知り博士の審査について、順位はつけないのか。

回答（副課長）：事前審査を通過した 10 組は全員優秀賞として、順位はつけない予定である。

質問（教育長）：審査基準や表記について修正が必要ではないか。

回答（副課長）：修正する。

修正を条件として、報告第 15 号は承認された。

6.8 報告第 16 号 新市誕生 20 周年記念特別展関連イベント「日本の歴史上の人物」なりきりコンテスト！募集要項の制定について

説明（文化財課副課長）：同日開催される 18 歳以上を対象とした歴史上の人物になりきりコンテストについて説明があった。事前審査で 10 組を選定し、最優秀賞 3 万円、優秀賞 2 万円、優良賞 1 万円の商品券を贈呈する。

質疑応答はなく、報告第 16 号は承認された。

6.9 報告第 10 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（放課後こども教室コーディネーター及び教育活動サポーターの委嘱について）

説明（生涯学習課長）：8 ヶ所 9 教室において 8 名のコーディネーター及び 25 名の教育活動サポーターを委嘱することについて報告があった。新任者 3 名の経歴についても詳細な説明があった。

質問（高木委員）：コーディネーターやサポーターの人数は足りているのか。

回答（生涯学習課長）：現在の体制で活動しており、緊急時は社会教育指導員や職員がサポートに入る。

報告第 10 号は承認された。

6.10 報告第 11 号 都城市立図書館職員体制の変更について

説明（生涯学習課長）：井上館長の退任に伴い、新館長に前田彩氏、新副館長に藤山ゆかり氏が配置されることが報告された。井上前館長は 1 年間アドバイザーとして残る予定。

質問（教育長）：図書館館長の位置付けについて確認したい。

回答（生涯学習課長）：行政上の館長は生涯学習課長で、業務上の館長が前田氏という理解である。

報告第 11 号は承認された。

6.11 報告第 4 号 令和 8 年度都城市立中学校部活動指導員配置事業実施要項の制定について

説明（学校教育課長）：令和 8 年度も引き続き部活動指導員を配置するための実施要項制定について報告があった。要項の内容について、令和 7 年度からの変更はない。

質問（高木委員）：部活動指導員の賃金において、大会引率当に係る旅費を対象外とした理由は。

回答（学校教育課長）：後ほど調べて回答する。

報告第 4 号は承認された。

6.12 報告第 5 号 令和 8 年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校について

説明（学校教育課長）：5 つの中学校区 18 小中学校を指定研究学校として決定したことが報告された。エージェンシーの育成を最大の目標とし、子どもが主役の授業を更に進化させる取組を行う。

質問（赤松委員）：学力向上の評価はどのように行うのか。

回答（学校教育課長）：全国学力・学習状況調査の結果や Qubena などのデータを活用して、経年変化を見ていく。

質問（赤松委員）：実際に取り組んだ効果が示されないと続かないのでは。

回答（学校教育課長）：学校への負担軽減も考慮しつつ、当課で各学校の状況を把握して周知していく。

意見（教育長）：令和 7 年度の指定校もあったので、全校学テの状況がどうだったのか出していく必要がある。

質問（高木委員）：A I ドリル（Qubena）は家庭に持ち帰るのか。

回答（教育長）：学校により様々だが、個別最適な学びのツールとして活用されている。

質問（高木委員）：各家庭の通信環境もあるかと思うがいかがか。

回答（教育長）：Wi-Fi 環境のない家庭にはモバイルルーターを貸し出している。経済的に厳しい家庭には就学援助で支援している。Qubena は月 200 問取り組むことで効果が出ることがわかっているので各学校に周知していきたい。

報告第 5 号は承認された。

6.13 報告第 6 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和 8 年度小規模特認校制度を利用した転入学について）

説明（学校教育課長）：笛水小学校に 2 名、笛水中学校に 1 名、夏尾小学校に 1 名の転入学を許可した。

質疑応答はなく、報告第 6 号は承認された。

6.14 報告第 7 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和 8 年度小規模特認校制度を利用した継続入学について）

説明（学校教育課長）：夏尾小学校 16 名、夏尾中学校 11 名、笛水小学校 10 名、笛水中学校 4 名の計 41 名が、昨年度に引き続き、小規模特認校制度を活用する。

質疑応答はなく、報告第 7 号は承認された。

6.15 報告第 8 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（令和 8 年度事務主任発令について）

説明（学校教育課長）：令和 8 年度の事務主任について資料のとおり発令する。市内を 11 地区に分けた共同学校事務室において、事務主任が不在の学校等への指導・支援体制を整えている。

質疑応答はなく、報告第 8 号は承認された。

6.16 報告第 9 号 学校における働き方改革推進プラン（案）（都城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の作成報告について

説明（学校教育課長）：改正給特法第 8 条を踏まえた教職員の勤務環境改善と持続可能な学校運営実現に向けた推進プラン（案）について説明があった。

質問（岡村委員）：働き方改革と教師と子ども・保護者との信頼関係構築の両立についてはどう考えるか。

回答（学校教育課長）：教員の負担感軽減に重きを置きつつ、ICT 活用等により効率化を図る。

質問（高木委員）：閉庁時間に緊急事態が発生した場合の対応は。

回答（学校教育課長）：詳細は把握できていないが、学校により緊急連絡先を設けている場合もある。

報告第 9 号は承認された。

6.17 報告第 1 号 令和 8 年度都城市立あやめ野中学校の入学式の期日について

説明（教育政策課長）：あやめ野中学校の入学式を令和 8 年 4 月 20 日月曜日に定めることが報告された。

質疑応答はなく、報告第 1 号は承認された。

6.18 報告第 2 号 臨時代理した事務の報告及び承認について（教育委員会事務局定期人事異動について）

説明（教育政策課長）：転入者 35 名（うち新規採用 8 名）、転出者 35 名（うち退職者 5 名）で、総数 93 名に変更はない。教育施設課の新設により教育政策課から 10 名減、教育施設課に 11 名増となった。

質疑応答はなく、議案第 2 号は承認された。

6.19 報告第 3 号 小松原中学校資金不明金事件の経過について

説明（教育政策課長）：令和 5 年 1 月に発生した事件について、元 PTA 職員に懲役 3 年 4 か月の判決が確定し、現在服役中であることが報告された。市は損害賠償請求として計 675 万 5,935 円の支払いを請求し、4 月 6 日に宮崎地方裁判所都城支部に訴状を提出した。

質問（中原委員）：市が補填した金額と学校が被害を受けた金額の違いは何か。

回答（課長）：539 万円は国家賠償法で保護者に補填した分で、136 万円は学校管理下の口座から不正に出金された分である。

質問（教育長）：このような事件の再発防止についてどう対応するのか。

回答（課長）：校長研修や事務職員研修、学校への立入チェックを継続して実施する。

報告第 3 号は承認された。

7. その他

各課からの連絡事項はなし

8. 今後の予定

事務局から、4 月及び 5 月のスケジュールについて説明があった。

4 月 9 日：都城市立中学校及び笛水小中学校の入学式、

4 月 13 日：都城市立小学校の入学式

4 月 15 日：校長会

4 月 20 日：あやめ野中学校の開校入学式

5 月 11 日：5 月定例教育委員会

5 月 21 日：教育研究所の視察

9. 閉会

教育長から、令和 8 年 4 月定例教育委員会の閉会が宣言された。

署名委員

署名委員

書記

教育長